

## 第46回会津やないづ冬まつり 出店要項

- 1 出店期間 令和8年2月7日（土） 午前10：00～午後7：00  
（1）イベント開催中（上記時間）の車を乗り入れての搬入搬出は禁止とします。
- 2 出店対象 柳津町内の事業所、各種団体、個人  
実行委員会が認めた者、
- 3 場 所 道の駅「会津柳津」 冬まつり特設会場  
（1）出店者多数の場合は、出店者説明会時に場所を調整します。  
（2）1団体（グループ）テント2張までとします。（1テント3.6m×2.7m）  
（3）給排水（シンク幅60cm奥行55cm高さ90cm）設置団体は3団体までとします。  
※多数の場合は先着順といたします。  
※共用のシンクは別に準備いたします。
- 4 取扱品名 展示即売、模擬店、飲食店、喫茶店、バザー、フリーマーケット など  
※飲食類を販売する場合は、営業届や露店営業・臨時営業申請が必要となります。
- 5 出店料金 1テントにつき**5,000円**（1団体2テントまで）  
※給排水（シンク）を設置する場合は**追加5,000円**  
（1）テントは実行委員会で準備します。  
（2）2月6日（金）の正午までに実行委員会で設置しますので、その後に出店準備をお願いします。  
**（3）郷土食・伝統食出店に伴う助成金の交付について【地区・地域出店限定】**  
実行委員会では、地域の食文化を伝える目的として、地区・地域の団体が出店し、「郷土食・伝統食」を提供する場合、**5,000円**の助成金を交付します。  
**■助成の対象となる郷土食・伝統食**  
実行委員会が「郷土食・伝統食」と認めた料理を対象とします。  
※長年地域で食べ継がれてきた料理をイメージしてください。  
※判断に迷う場合は、事前に実行委員会へご相談ください。  
**■申請について**  
別紙「郷土食・伝統食出店助成申請書」を提出してください。  
**■保健所への確認について**  
郷土食・伝統食であっても、屋外での提供方法によっては、衛生基準上提供できない場合があります。  
・提供が可能かどうかは、事前に会津保健所へ確認をお願いいたします。  
**■助成金の決定**  
提出された申請書をもとに、実行委員会で審査し、助成の可否を決定します。
- 7 駐 車 場 役場前、消防署前駐車場をご利用ください。  
なお、各出店者1台については、駐車許可証を発行いたしますので、清柳苑裏の駐車場を利用ください。  
※出店者の許可車両以外の駐車はご遠慮ください。
- 8 申 込 先 会津やないづ冬まつり実行委員会（地域振興課観光商工係）
- 9 申込期限 令和7年12月22日（月）まで

10 その他

- (1) 出店者は実行委員会の指示に従い、健全な営業に努めること。
- (2) 出店名義の又貸し等は禁止します。
- (3) 施設及びその周辺は、清潔に保つこと。
- (4) 営業場所における調理、加工及び製造等の行為は全て施設内で行うこと。
- (5) 施設のうち、食品の製造、調理、加工、販売等を行う場所には、不必要な物品等を置かないこと。
- (6) 必要に応じ、消毒液及び石けん等を備えて、常に使用できる状態にしておくこと。
- (7) 食器・機械器具類は常に清潔に保つこと。
- (8) 廃棄物の容器は常に清潔に保ち、廃棄物の処理は適正に行うこと。
- (9) 食品は、その特性に応じた温度管理を行い、衛生的に行うこと。
- (10) 従事者は、清潔な服装を着用すること。
- (11) 客が使用した食器等の処理は、営業者の責任で行うこと。
- (12) 出店に伴い排出されたゴミは指定された分別方法により所定の場所に搬出すること。
- (13) 火気（ホットプレート含む）を使用する出店者は必ず消火器を備えつけること。